

『PayPay ほけん あんしん海外旅行』にご加入いただく皆様へ

PayPay ほけん あんしん海外旅行重要事項説明書

本説明書は『PayPay ほけん あんしん海外旅行』の重要事項説明書です。

『PayPayほけん あんしん海外旅行』は、PayPay株式会社を包括契約者とした、東京海上日動火災保険株式会社（以下、「弊社」といいます。）がお引き受けする「リスク細分型海外旅行保険（一般包括任意付保契約）」のペットネームです。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご加入者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※WEBサイトでのお申込み等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「リスク細分型海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にてご参照いただけます。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

【本説明書で用いる用語の解説】

ご加入者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご加入者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
解除	弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前における確認事項

1. 商品の仕組み



海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の破損といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

※海外に永住される方や帰国予定のない方を保険の対象となる方とすることはできません。

※海外旅行開始前に発病した病気による治療費用等はお支払いの対象となりません。

※選択される契約プランによってセットされる特約は異なります。

基本となる補償およびその他の主な補償は以下のとおりです。

基本となる補償（すべての契約プランにセットされる特約）	その他の主な補償（契約プランによってはセットされる特約）														
<table><tr><td>ケガや病気の補償</td><td>治療・救援費用担保特約</td></tr><tr><td>賠償責任に関する補償</td><td>賠償責任危険担保特約</td></tr></table>	ケガや病気の補償	治療・救援費用担保特約	賠償責任に関する補償	賠償責任危険担保特約	<table><tr><td>ケガや病気の補償</td><td>傷害死亡保険金支払特約</td></tr><tr><td></td><td>疾病死亡保険金支払特約</td></tr><tr><td></td><td>傷害後遺障害保険金支払特約※1</td></tr><tr><td>身の回り品に関する補償</td><td>携行品損害担保特約</td></tr><tr><td>その他の補償</td><td>航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約</td></tr></table>	ケガや病気の補償	傷害死亡保険金支払特約		疾病死亡保険金支払特約		傷害後遺障害保険金支払特約※1	身の回り品に関する補償	携行品損害担保特約	その他の補償	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約
ケガや病気の補償	治療・救援費用担保特約														
賠償責任に関する補償	賠償責任危険担保特約														
ケガや病気の補償	傷害死亡保険金支払特約														
	疾病死亡保険金支払特約														
	傷害後遺障害保険金支払特約※1														
身の回り品に関する補償	携行品損害担保特約														
その他の補償	航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約														

+

電子的決済手段による保険料支払に関する特約*2			
制裁等に関する特約	自動 セット	戦争危険等免責に関する一部修正特約	自動 セット
保険証券の不発行に関する特約	自動 セット	包括契約に関する特約	自動 セット

* 1 始期日における保険の対象となる方の年齢が 70 歳以上のご契約は、後遺障害等級限定補償特約が自動セットされます（詳細は P.5 の * 18 をご確認ください。）。

* 2 弊社の指定する決済サービスを選択いただいた場合にセットされます。

2. 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償



● 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「リスク細分型海外旅行保険普通保険約款および特約」をご参照ください。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いしない 主な場合
治療・ 救済費用 保険金	治療費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気 *² により、旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症 *^{3*5} により、旅行終了日からその日を含めて 30 日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ▶ 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ※ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて 180 日以内に必要となった費用に限りします。 救済費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3 日以上 *⁶ 続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限りします。） ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合 ⑤ 海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等 ▶ ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族 *⁷ の方が実際に支出した親族 *⁷ のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 治療費用部分・救済費用部分共通 お支払いする保険金は、1 回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。	・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気による治療費用 ・妊娠・出産・早産・流産またはこれらが原因の病気および不妊症、歯科疾病による治療費用 ・海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療費用 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 *¹ ・放射線照射、放射能汚染 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ 等

保険金の種類	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いしない 主な場合
賠償責任保険金	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。 ※ 1 回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変^{*1} ・放射線照射、放射能汚染 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶^{*16}、車両^{*17}、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族^{*7} に対する賠償責任

② 主な特約の概要



傷害死亡保険金 支払特約	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶ 傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。
疾病死亡保険金 支払特約	① 海外旅行中に病気で死亡された場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気^{*2} により、旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症^{*3、*10} により、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ▶ 疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。
保険金支払特約 傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の 4%～ 100%をお支払いします^{*18}。 ※ 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

携行品損害 担保特約	海外旅行中に携行品 *¹¹ が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合 ▶携行品 1 個、1 組または 1 対あたり 10 万円（乗車券等は合計で 5 万円、旅券については 1 回の保険事故について 5 万円）を限度とした損害額をお支払いします。 ※損害額は損害が生じた携行品の時価額 *¹³ とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額 *¹³ のいずれか低い方とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失 *¹⁵ による損害については保険金をお支払いできません。
航空機寄託手荷物遅延等費用 担保特約	①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から 6 時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から 96 時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後 6 時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから 96 時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ▶1 回の事故につき 3 万円（定額）をお支払いします。 ※保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

※特約の詳細および本説明書に記載のない特約については、「リスク細分型海外旅行保険普通保険約款および特約」等をご参照ください。

- * 1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為は保険金お支払いの対象となります。
- * 2 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
- * 3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第 6 条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症 * 4 等をいいます。
- * 4 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りします。
- * 5 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- * 6 午前 0 時をまたぐ場合は、2 日と数えます。
- * 7 6 親等内の血族、配偶者 *⁸ または 3 親等内の姻族をいいます。
- * 8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。婚約とは異なります。）。
- ① 婚姻意思 *⁹ を有すること
- ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- * 9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- * 10 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。
- * 11 カメラ、カバン、衣類等保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品 *¹² をいい、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等を含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。
- * 12 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。
- * 13 再取得価額 *¹⁴ から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
- * 14 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。
- * 15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- * 16 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- * 17 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
- * 18 始期日における保険の対象となる方の年齢が 70 歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第 3 級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。

③補償の重複に関するご注意



- 賠償責任危険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 19 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 20。

* 19 リスク細分型海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

* 20 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④保険金額等の引受条件



保険金額等は各プランの中からお選びください。

- 各保険金額とも引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 実際にお客様がご加入される保険金額については、お手続き画面をご確認ください。

⑤保険期間および補償の開始・終了時刻



- 保険期間：旅行期間にあわせて、最長 31 日までの間で設定してください * 21。
 - ・この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - ・交通機関が遅延、欠航・運休または到着地変更をした場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - ・実際にお客様がご加入される保険期間については、お手続き画面をご確認ください。
- 補償の開始時期：保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前 0 時 * 22
- 補償の終了時期：保険期間（保険のご契約期間）の末日の午後 12 時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

* 21 保険期間を延長する場合は、延長後の保険期間を最長 31 日までの間で設定してください。同一の旅行において複数の契約を申し込む等により保険期間通算で 31 日を超えることはできません。

* 22 保険期間が始まった後であっても、以下の損害等に対しては保険金をお支払いできません。

- ・ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等

3. 保険料の決定の仕組みと保険料払込方法

① 保険料決定の仕組み



保険料は保険の対象となる方の年齢・保険金額・保険期間・旅行先（目的地）等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、お手続き画面をご確認ください。

② 保険料の払込方法



保険料の払込方法は、「PayPay（クレジット 旧あと払い）」または「PayPay 残高」、「PayPay ポイント」からのお支払いとなります。

4. 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務



お手続き画面に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に入力してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実をお答えいただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

★告知事項	●保険の対象となる方の生年月日	
	●他の保険契約等 * 1 と合算したあとの傷害死亡保険金額または疾病死亡保険金額が、下表の保険金額を超えないこと（同時に申込む契約を含みます。）	
		保険の対象となる方
	ご加入者と保険の対象となる方が同じ場合	傷害死亡保険金額 1 億円 疾病死亡保険金額 3,000 万円
	ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合	傷害死亡保険金額 1,000 万円 疾病死亡保険金額 1,000 万円
☆告知事項かつ 通知事項	●旅行先（目的地）	

* 1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）



『PayPayほけん あんしん海外旅行』は、保険期間が31日を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

3. 死亡保険金受取人



死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等



【通知事項】

お手続き画面等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は以下の事項となります。

旅行先（目的地）を変更する場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

重要なお知らせをお送りする場合がありますので、ご加入者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または弊社までご連絡ください。

2. 解約されるとき



ご加入いただく保険を解約される場合は、加入詳細画面でお手続きいただくか、ご加入の代理店または弊社にご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 契約内容や解約の条件によっては、弊社の所定の方法で保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3. 保険の対象となる方からのお申し出による解約



保険の対象となる方からのお申し出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。
- PayPayアプリにて追加設定をしていただくことで、端末のセキュリティを強化することが可能です。
＜追加設定の方法＞「アカウント」→「セキュリティとプライバシー」→「端末の認証を有効にする」

2. ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として 80% *¹ まで補償されます。

* 1 破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%まで補償されます。

4. その他契約締結に関する注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 留学等をされる場合で、契約確認書とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

5. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30 日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI 等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
 - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者^{*2}または 3 親等内のご親族^{*3}（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*2 法律上の配偶者に限ります。

*3 法律上の親族に限ります。

ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

- ① 本保険商品は、海外旅行中のケガや病気を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- ② お手続き画面等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。
- ③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

- 保険金をお支払いする主な場合^{*1}
- 保険期間（保険のご契約期間。最長 31 日までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）^{*1}
- 保険金額（ご契約金額）^{*1}
- 保険料^{*1}

*1 詳細については本重要事項説明書 P.3 の「2 基本となる補償および保険金額等の引受条件等」をご確認ください。また、実際のお客様のご契約内容についてはお手続き画面等をご確認ください。

④お手続き画面等で入力した「生年月日」・「旅行先（目的地）」・「重要なお質問」等につき、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。万一、入力誤りがあった場合は申込内容の訂正が必要となりますので、弊社までお申し出ください。

⑤重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。

お客様にとって不利益となる情報や、保険金をお支払いしない主な場合、告知義務、通知義務等が記載されていますので必ずご確認ください。

【取扱代理店】

PayPay保険サービス株式会社

保険の内容に関するお問い合わせは、PayPayほけんお問い合わせフォームでお問い合わせください。

PayPayほけんお問い合わせフォーム (<https://www.paypay-insurance.co.jp/contact/>)

営業時間：平日午前9時～午後5時（12月29日～1月4日は休業）

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

事故のご連絡に関するご相談（海外から）

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、ご旅行中に病気やケガ、携行品の破損等の様々なトラブルが生じた場合に、担当スタッフが各種相談に日本語でお応えします。全世界からのお電話を受け付けます。ご利用の詳細につきましては、「あんしん海外旅行ガイド」をご確認ください。(<https://maripassguide.ppgra.tokiomarine-nichido.co.jp>)

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である

一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

2024 年 9 月作成 24TC-003629